

岸和田市農業委員会
第19回（令和7年1月）総会議事録

1 日 時 令和7年1月8日（水） 午後1時30分～午後2時10分

2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 事業計画の決定について

議案第4号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）について

5 議案（その3）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分数1号）農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分数2号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分数3号）農地法第5条の規定による届出に係る取消届の受理について

（専決処分数4号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分数5号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 出席委員 13 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

谷藤 栄一委員

7 出席事務局職員

船橋局長、和田参事、伊勢主査

農林水産課 田中農林水産振興担当長

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第19回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内13名、推進委員12名の内12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。 以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

4番 米本委員、5番 大嶋委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号につきまして、私、谷口に係る案件が含まれますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、議事に参与することができない為、この案件の間は、議長を久禮会長職務代理にお願いいたします。

【谷口委員の名札をふせる】

議長代理 【議長は久禮会長職務代理に変更】

それでは、「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1)1ページをお願いいたします。 本件は、一覧表のとおり農地法第3条の規定による農地の所有権移転が1件でございます。

事前に行われた地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。 以上でございます。

議長代理 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長代理 質疑、ご意見がないようですので、議案第1号1番の農地について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

協議会会長 本件に関しまして、さる 1 月 6 日、いずみの農協東葛城支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長代理 東葛城・山滝地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長代理 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長代理 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決しました。

 谷口委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、谷口委員は議事に参与していただき、議長は谷口会長に交代いたします。

 【谷口委員の名札を戻す】

議長 それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 2 号についてご説明致します。

 議案書（その 1）2 ページをお願い致します。

 本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は 2 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

 1 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 7 年 8 月 12 日から令和 12 年 8 月 11 日までの 5 年間でございます。

 事前に行われた（山直上）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 2 号 1 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 2 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 1 月 6 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 2 号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号は原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第 3 号「事業計画の決定について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 3 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1）3 ページをお願いいたします。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定により、岸和田市長が事業認定するにあたり、市長から本委員会に事業計画の決定を求めたものが、4 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

設定する権利は使用貸借権で、設定する期間は令和 7 年 1 月 14 日から令和 17 年 1 月 13 日までの 10 年間となっております。

この件につきまして、事前に行われた（中央・土生郷）地区協議会の会議において、現地調査等、内容を慎重に審査した結果、事業計画の認定の要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 3 号 1 番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長
それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる1月7日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長
中央・土生郷地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員
なし

議長
質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案3号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員
異議なし

議長
ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第4号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局
議案第4号についてご説明致します。

議案書（その1）5ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者証明が、5ページの一覧表のとおり2件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長
説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員
なし

議長
質疑、ご意見がないようですので、議案第4号1番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長
それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第4号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる1月7日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第４号２番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第４号２番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる１月６日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第４号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案第５号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

この議案は〇〇委員・〇〇委員に係る案件が含まれますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に基づき、〇〇委員・〇〇委員は議事に参与することができません。

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第５号についてご説明致します。

議案書（その１）６ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、６ページ・７ページの一覧表のとおり７件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第５号１番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 会長
 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第5号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

中央・土生郷地区協議会 会長
 本件に関しまして、さる1月7日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

中央・土生郷地区協議会 会長
 以上でございます。

議長
 続いて、議案第5号2番・3番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 会長
 それでは、有真香地区協議会における議案第5号2番・3番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

有真香地区協議会 会長
 本件に関しまして、さる1月7日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

有真香地区協議会 会長
 以上でございます。

議長
 続いて、議案第5号4番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 会長
 それでは、山直上地区協議会における議案第5号4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

山直上地区協議会 会長
 本件に関しまして、さる1月6日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

山直上地区協議会 会長
 以上でございます。

議長
 続いて、議案第5号5番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 会長
 それでは、南掃守地区協議会における議案第5号5番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

南掃守地区協議会 会長
 本件に関しまして、さる1月6日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

南掃守地区協議会 会長
 以上でございます。

議長
 続いて、議案第5号6番・7番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 会長
 それでは、山直下地区協議会における議案第5号6番・7番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

山直下地区協議会 会長
 本件に関しまして、さる1月7日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

山直下地区協議会 会長
 以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 5 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書（その 2）議案第 6 号「地域農業経営基盤強化促進計画（案）に関する意見について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは上程されました議案第 6 号につきまして説明いたします。

議案書（その 2）2 ページをお願いいたします。

本計画は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づき岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。

令和 5 年度から農業者へのアンケート調査・各地域での座談会でのご意見を踏まえ、地域の将来の農地利用の方針を示した「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の案がまとまったため、意見照会を行うもので、各地区協議会において事前に説明を行ったものであります。内容につきまして農林水産課より説明いたします。

農林水産課 （地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）について説明）

課

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案書（その 2）第 6 号は原案のとおり意見ないものと決ましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり意見なしものと決しました。

次に、議案書（その 3）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局

議案書（その 3）報告第 1 号についてご説明致します。

議案書（その 3）1 ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第 19 条により、専決処分を行なった内容で、令和 6 年 11 月 21 日から令和 6 年 12 月 20 日までの受理分についての報告となります。

2 ページをお願い致します。専決処分第 1 号「農地法第 18 条第 6 項による解約通知確認について」ですが、2 ページ・3 ページの一覧表のとおり 3 件でございます。これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

次に、4 ページをお願い致します。専決処分第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、5 ページの一覧表のとおり、11 月 21 日から 11 月 30 日までに届出がなされ、令和 6 年 12 月 5 日に専決処分を行なった内容が 2 件、6 ページの一覧表のとおり、12 月 1 日から 12 月 10 日までに届出がなされ、令和 6 年 12 月 16 日に専決処分を行なった内容が 2 件、7 ページ・8 ページの一覧表のとおり、12 月 11 日から 12 月 20 日までに届出がなされ、令和 6 年 12 月 25 日に専決処分を行なった内容が 5 件でございます。

次に 9 ページをお願い致します。専決処分第 3 号、「農地法第 5 条の規定による届出に係る取消届の受理について」ですが、10 ページの一覧表のとおり、令和 6 年 12 月 1 日から 20 日出された取消届が 1 件でございます。

これは平成 6 年 6 月 17 日付第 5-10 号で居宅として 5 条届出受理したもので、その後、開発許可が得られないため、転用の届出を取り消しするものです。

11 ページをお願い致します。専決処分第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、12 ページの一覧表のとおり、11 月 21 日から 11 月 30 日までに届出がなされ、令和 6 年 12 月 5 日に専決処分を行なった所有権移転が 3 件、13 ページの一覧表のとおり、12 月 1 日から 12 月 10 日までに届出がなされ、令和 6 年 12 月 16 日に専決処分を行なった所有権移転が 1 件でございます。

次に 14 ページをお願い致します。専決処分第 5 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、14 ページの一覧表のとおり 2 件でございます。

事務局 以上、専決処分報告第1号から第5号について、いずれも法定記載事項及び
所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。
よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、
誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第19回総会の議事を終了いたします。

令和7年1月8日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 米 本 巧

委 員 大 嶋 浩 一